

役 員 名 簿

令和6年4月1日現在

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	役員資格等	欠格条項の 該当の有無	特殊関係の 有無
理事長	ささき つねと 佐々木 経人	男	昭和20年12月4日	経営識見	無	無
理事	まつむら どしなり 松村 寿成	男	昭和50年12月7日	経営識見	無	無
理事	ささき あきら 佐々木 輝	男	昭和32年7月5日	地域福祉	無	無
理事	はせ みなつ 長谷 みなづ	女	昭和56年7月7日	管理者	無	無
理事	むらまつ さよこ 村松 小依子	女	昭和47年4月15日	管理者	無	無
理事	なかたに いさお 中谷 勇夫	男	昭和31年12月12日	管理者	無	無
監事	あおき ひとし 青木 仁	男	昭和45年8月8日	財務	無	無
監事	いとう もんじ 伊藤 紋次	男	昭和23年12月15日	事業識見	無	無

任期：令和5年6月26日～令和7年6月定時評議員会終結まで

評議員名簿

令和6年4月1日現在

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	欠格条項の 該当の有無	特殊関係の 有無
評議員	やまもと かずし 山本 一士	男	昭和23年10月30日	無	無
評議員	せいおう しづえ 清王 しづ江	女	昭和27年1月3日	無	無
評議員	すずき よしはる 鈴木 義治	男	昭和46年7月9日	無	無
評議員	わたなべ としや 渡辺 俊也	男	昭和31年4月12日	無	無
評議員	いとう よしこ 伊藤 喜子	女	昭和21年7月25日	無	無
評議員	きびしま かずよ 黍嶋 和代	女	昭和26年9月29日	無	無
評議員	ささき たくじ 佐々木 卓司	男	昭和26年2月1日	無	無

任期：令和2年6月21日～令和6年6月定時評議員会終結まで

役員等の報酬、諸手当及び弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人明峰福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であり費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 報酬及び諸手当の額は、予算の範囲内において支給する。

- 2 報酬の額は、理事、監事は1回当たり5,000円、評議員は1回当たり5,000円とする。ただし、役員を兼務している施設長等には支給しない。
- 3 関係行政庁等において公私分離の原則に照らし月額給与を年間通じて支給されている者については支給しない。
- 4 理事長にあって、関係行政官庁等における公務員を兼職しないものにあっては、その責務について、月額42,000円を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第4条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる

(費用弁償)

第6条 費用弁償の旅費は別紙のとおり支給するものとする。

- 2 関係行政庁等において旅費支給のある場合は支給しない。
- 3 理事長にあって、関係行政官庁等における公務員を兼職しないものにあっては、費用弁償の旅費は別紙のとおりとする。

(支給方法)

第7条 支給方法は、理事長の報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、賃金規程第7条に準じた日とする。

- 2 役員等に対する報酬、費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振込とする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附則 この規程は、平成24年10月31日より施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則 この規程は、平成30年3月28日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

附則 この規程は、令和5年6月26日より施行し、令和5年7月1日より適用する。

(別紙) 役員の旅費 (距離：片道)

距 離	料金単価
5 km 未満	2 0 0 円
1 0 km 未満	4 0 0 円
2 0 km 未満	8 0 0 円
3 0 km 未満	1, 2 0 0 円
4 0 km 未満	1, 6 0 0 円
5 0 km 未満	2, 0 0 0 円
5 0 km 以上	2, 5 0 0 円

※出席につき 1 回の単価

※自宅からの距離計算